

令和 8 年度 第 2 回大阪府における中学校部活動改革に関する検討会議 議事要旨

日 時：令和 8 年 7 月 10 日（金）14 時 30 分～16 時 30 分

場 所：大阪府庁分館 A 棟 3 階共用会議室

議 事

（１）方針改訂素案の説明

・資料 2 に沿って説明

《欠席委員による意見》

（委員）

- ・事務局提示の素案に同意。

（委員）

- ・ 7 頁の一つめの○で、「生徒どうし等」とあるが、「等」は誰を想定しているのか。
 - 国の原文のとおり抜き出した個所であり、想定されるものとして、生徒どうしに加え、そこに教員や卒業生等も関与するようなケースも生じうる可能性を否定できないと考えることから、「等」がついているものと考えており、府としても同様に記載している。
- ・ 7 頁の二つめの○は、部活動に直接的に関係がないので、削除してはどうか。
 - 国の原文のとおり抜き出した個所であり、実際に部活動内で SNS を介したいじめやトラブルが生起している事例があることから、府としても同様に記載している。
- ・ 7 頁の四つめの○で、「風通しの良い組織」とあるが、「風通しの良い『関係』」に変更してはどうか。
 - 国の原文のとおり抜き出した個所であること、意味合いはどちらでも変化はないかと考えることから、国の原文のとおりとしている。
- ・ 9 頁、6 学校部活動の地域連携のウで、「活動する日を増やす」とあるが、「活動する『機会』を増やす」に変更してはどうか。
 - 国の旧ガイドラインの記載の原文であり、この度の府方針の改訂素案において削除等は行わず、あくまで引き続き掲載している個所であること、休日や平日といった「活動『日』」のことを前提に記載されている文章であることから、国の旧ガイドラインの原文かつ現行の方針のとおりとしている。
- ・ 15～16 頁、Ⅱ 2（８）のイで「受入れ側の障がいの状態や特性等への理解」とあるが、「障がいの状態や特性等への受入れ側の理解」としてはどうか。
 - 国の原文のとおり抜き出した個所であること、意味合いはどちらでも変化ないかと考えることから、国の原文のとおりとしている。
- ・ 17 頁、Ⅲ 2 の点線囲みについて、現状の市町村から府へのボトムアップではなく、府から市町村へのトップダウンでないと改革が進まないのではないか。
 - 大会等の主催者向けの府の考え方を示すうえで、前回の検討会議での意見交換のとおり、主催者側の切迫感が共有なされたところに対し、明確な答えは全国的にも確立されていないが、市町村大会等を含め子どもたちの成果発表の場を引き続き確保することを考えるのであれば、主催者まかせにすることなく連携・協力が必要であることについて共通認識がなされたものと認識をしている。最終的な今後の在り方については、府の

権限が及ぶものではなく主催者で適切に判断がなされるところになる。このことから、アにおいて、「市町村や関係団体等は、積極的に連携・協力する。」としている。

(2) 意見交換

はじめに、本方針改訂の趣旨等、部活動改革の基本的な考え方・方向性

(委員)

- ・ 「急激な少子化」とあるが、一般的には「急速な少子化」と使われることが多いのでは。

(事務局)

- ・ 国の原文の記載と合わせている。改めて検討する。

(委員)

- ・ 「第3次大阪府スポーツ推進計画（令和4年度から令和8年度までの5年間）及び第6次大阪府文化振興計画（令和8年度から令和12年度までの5年間）を策定しており、その計画も踏まえながら」とある。第3次大阪府スポーツ推進計画の中では、国の動きを踏まえて対応する旨の記載はあるが、計画を踏まえるような内容の記載はないように思うがいかがか。

(事務局)

- ・ 教育委員会だけでなく、首長部局とも連携しながら取組みを進めてきたところ。中学生だけを考えているのではなく、その後のことも考えたうえでの記載となる。改めて検討する。

I 学校部活動

(委員)

- ・ 国ガイドラインでは、中学校の週あたりの活動時間について11時間という記載はあるが、高校の12時間という記載は、ガイドラインにはないが、これは大阪府の姿勢なのか、何を根拠に定めているのか。

(事務局)

- ・ 中学生と高校生では生徒の発達の段階や競技レベルが異なることを踏まえ、従前より大阪府では、休日の活動時間は中学校で3時間、高校で4時間と設定している。国も設置者において判断することとしてFAQにも示されていることから、現行の方針どおりの活動時間としたうえで、この度、国が週あたりの活動時間を記載したことを踏まえ、平日2時間、休日4時間の計12時間程度の範囲内と記載している。

(委員)

- ・ 体罰を起こした教員の処分についての記載は必要ないのか。

(事務局)

- ・ 国の原文に「事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施すること。」との記載はあるが、方針への記載については改めて検討する。

(委員)

- ・ ハラスメントで問題になるのが「そもそもハラスメントなのか」というところ。ハラスメントの認定自体が難しい。でも、その着眼点は大切。

(委員)

- ・ 熱中症の記載について、素案でも十分だが、より詳しく記載するか検討してほしい。

Ⅱ 地域クラブ活動

(委員)

- ・ 中学校との連携について、総合型地域スポーツクラブが受け皿となることを考えたとき、中学校から個人情報の共有がされないのが現状。中学校との連携と記載するなら個人情報の取扱いについても何らかの記載が必要ではないか。

(事務局)

- ・ 改めて検討する。

Ⅲ 地域クラブ活動への展開に向けた環境整備

(委員)

- ・ 中体連の運営は、教員の支えで成り立っている。このまま地域クラブ活動が進んで、中学校の教員が運営に関われなくなることを心配している。子どもの安心安全を守るうえでも連携をしていかなければならない。中体連としても、どのように運営していくのがよいか引き続き検討を進めながら、市町村にも相談したいと考えている。

(委員)

- ・ 中学生や校交際が参加する吹奏楽連盟のコンクール等の運営は、中学校、高校の教員が担っている。現状、今後の運営については、話合いのきっかけがないので、府としてきっかけを作っていただければ話しやすいのではないか。

(委員)

- ・ 国ガイドラインに、「中学校等の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていく」とあるが、部活動改革の最終形のイメージがわからない。そのイメージがあれば大会運営の形も見えてくるのでは。

(委員)

- ・ 現在は地域の保護者等が地域クラブ活動の下支えをしているが、その人たちが大会運営の中心となるイメージはあまりない。

(委員)

- ・ 前回も話したが、長期休業中の活動について、部活動であれば日中に活動できるが、地域クラブ活動になれば、日中は活動できずに夜間の活動になってしまう。教員の兼職兼業が認められても、働き方改革からは逆行している。教員のトータルの勤務時間も増えるし、子どもたちも日中の活動が夜間になってしまう。学校生活にとってプラスになっているのか。ひとつのルールにあてはめてしまうと難しい。

(委員)

- ・ 別の県のある市では、16時から17時まで兼職兼業を認めて、17時から18時を勤務時間とする弾力的な運用をしている。サービスを監督する市町村教委も参考にしているかどうか。

(委員)

- ・ ガバナンスコードの実効性を確保するためには、認定制度をきっちり制度化する必要がある。参考資料４の認定に関する要綱（ひな型）の第１０条を市町村がそのまま採用すれば、認定を取り消したときに問題になる可能性がある。ガバナンスコードやハラスメント等、具体的な記載をした方が、抑止力になるうえ、問題が発生したときに対処できると思う。このままの曖昧な記載だと、いざ問題が発生したときに、第何条をもとに処分されているのかと問われても回答できなくなってしまう。

(事務局)

- ・ 国のひな型であることから府で記載を変更することはないが、ガバナンス等の課題についてはこれまでの検討会議においても議論がなされたところであり、以前、府の研修会において大阪弁護士会から講義・講演をいただいた。その時の講義・講演内容をあらためて参考資料として提示することで重要性を示していきたい。府方針内の記載については、個別改めて相談させていただきたい。

(委員)

- ・ 子どもたちが安心して活動できる受け皿ができてから展開する方がいいと思う。これまでは学校部活動だからこそ子どもも安心して参加しているところがあるのではないかと十分に整っていない状態で地域クラブ活動に展開するとなると、子どもが離れていってしまうのではないかと危惧している。

(事務局)

- ・ 地域展開の進め方は、自治体の規模や状況に応じて異なり、手法等は様々でメリット等も異なることから一律で示すことは望ましくないと考えており、国も地域の実情に応じてと示している。改革の責任主体となる市町村の考えを妨げることなく、府としては研修会において様々な好事例の普及をしているところであり、今後も引き続き、全国的な事例を含め収集・発信していきたい。

その他

○次回：１０月２日（金）を予定。